

# 論点整理（案）

---

2020年6月25日  
事務局

## 1. 議論の前提としての確認事項（発信者情報開示請求に係る制度によって確保を図ろうとする法益等）

- 発信者情報開示請求に係る制度の見直しに当たっては、発信者情報開示請求権によって確保を図ろうとする法益は何か、を確認した上で、その実現のための具体的な方策の在り方について検討を深めることが適当ではないか。
- 発信者情報開示請求に係る制度の趣旨は、権利侵害を受けたとする者（「被害者」）の救済がいかに円滑に図られるようにするか、という点（被害者救済という法益）と、適法な情報発信を行っている者のプライバシー・通信の秘密をいかに確保するか、という点（表現の自由の確保という法益）の両者の法益を適切に確保することにあると考えられるが、どうか。

### 2. 発信者情報の対象拡大について

- 現行の省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加。一方で、プロバイダ等が保有する他の情報で特定可能な場合があることから、被害者の救済の確保を図る観点から、発信者情報の開示対象を拡大することにより、発信者を特定できる手段を適切に確保することが適当ではないか。

#### (1) 電話番号

- 電話番号については、これを発信者情報開示の対象に追加することの有用性・必要性・相当性が認められ、また、法律の委任の範囲内であるといえることから、開示対象として総務省令に追加することが適当ではないか。
- 電話番号がコンテンツプロバイダから開示されれば発信者情報開示に係る裁判手続が1回で済むケースが増えるため、手続をスムーズに進める効果も期待されるほか、後述の通信ログが一定期間後に消去されることで発信者の特定に至らない可能性があるという問題の解消にも資すると考えられるが、どうか。
- 携帯電話番号のみならず、固定電話番号についても、プロバイダ等が保有しており、発信者の特定に資すると考えらえるのであれば、対象に含めるのが適当ではないか。
- コンテンツプロバイダから電話番号を取得した場合、取得した電話番号をもとに電話会社に対する弁護士会照会（弁護士法第23条の2）により契約者情報として発信者の氏名及び住所を取得することが想定されるところ、弁護士会照会を受けた電話会社が、これに応じて、発信者の氏名及び住所を回答することができる旨について、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説に記述することを含め、これを明らかにすることが適当ではないか。

#### (2) ログイン時情報【P】

- ログイン時のIPアドレス等のログイン時情報を発信者情報開示の対象とすべきという意見について、どのように考えるか。

### 3. 新たな裁判手続の創設について

- 現状、権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースが多い中、発信者情報が裁判外で開示されない場合、発信者の特定のためには、一般的に、①コンテンツプロバイダに対する保全手続による開示請求、②アクセスプロバイダに対する訴訟による開示請求を行い、その後、③特定された発信者への損害賠償請求訴訟を行う必要があるところ。
- これらの裁判手続、特に発信者情報開示のプロセスに多くの時間・コストがかかることは、救済を求める被害者にとって負担となっており、被害救済を断念せざるを得ない場合があるなど、被害者救済が十分に図られていない、また一方で、開示請求を受けたプロバイダにとっても、裁判上の請求に対応する件数の増加等により負担が増し、裁判手続の中で発信者の意見を適切に反映して対応を行うことが困難になっているなどの課題があり、制度が適切に機能していない部分があるとも考えられるが、これは、プロバイダを一方当事者とする制度設計になっていることが一因と考えられるのではないか。
- したがって、裁判手続におけるプロバイダの役割を見直して、発信者の手続保障にも配慮しつつ、被害者の救済が適切かつ迅速に図られるようにするための新たな裁判手続について検討することが必要であると考えられるが、どうか。
- 具体的な方法としては、匿名での訴え提起を可能とする制度を新たに設けることについては法制的に困難であると考えられることから、例えば、発信者情報開示請求訴訟に代えて、被害者からの請求により、裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続）を設けることを検討することが考えられるが、どうか。

### 3. 新たな裁判手続の創設について（つづき）

- また、新たな裁判手続を設けるに際して、発信者情報の開示要件の在り方を検討するに当たっては、本制度の趣旨が、被害者の権利回復を図る必要性と適法な情報発信を行っている者の自由な表現活動の確保という両者の法益の適切な確保を図ることにあることを踏まえて、その在り方を慎重に検討する必要があるのではないか。
- すなわち、被害者の権利回復を図る必要性と自由な表現活動の確保という両者の法益が適切に確保されるよう、新たな裁判手続きにおいては、適切な制度設計を図ることによって、円滑な被害者救済という目的の実現を図ることが適当ではないか。

その際、制度設計に当たっては、手続の迅速化を図る観点から、訴訟手続の場合に求められる証明ではなく、疎明で足りることとすることも考えられるが、どうか。
- また、新たな裁判手続の開示要件その他の具体的な設計の検討に際しては、法令の解釈についても適切に整理し、必要に応じて逐条解説等において明らかにすることが適当と考えられるが、どうか。

### 4. ログの保存期間について

- 権利侵害の投稿の発見までに時間がかかる場合があることや、コンテンツプロバイダにおける開示手続に一定の時間がかかることにより、特に、アクセスプロバイダが記録・保存する投稿時のIPアドレスなどの通信ログが一定期間後に消去されることで、発信者の特定に至らない可能性があるという課題がある。
- 通信ログに関し、一律にすべてのユーザの通信ログの保存期間を延長すべき（保存の義務付け）等の意見がある一方で、プライバシー等の観点から通信ログを含む個人データについては、業務上の必要がなくなった場合には消去しなければならないこととしている既存の法制度の考え方との整合性や、プロバイダの負担、海外事業者への義務づけの実効性等の観点から、一律のログ保存の義務付けは困難であるという意見も多くあるが、どのように考えるか。
- この点、一律にログを保存する義務について検討するのではなく、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを保全できるようにする仕組みについて検討すべきという意見について、どのように考えるか。

また、具体的な仕組みとして、例えば、①発信者を特定する手続と、②特定された発信者情報を開示する手続を分けて考えて、①について、被害者に秘密にしたまま、プロバイダから迅速に発信者情報を抽出して発信者を特定し、当該発信者情報を保全しておくプロセスを設けるなど、早期に発信者を特定・保全する手続を設けるのはどうか。
- さらに、特定の通信ログを保全する手続を検討する際には、併せて、こうした手続を経て特定の通信ログを保全しておくことは通信の秘密やプライバシー保護の関係で問題ない旨について、例えば「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に記述するなど、明確化を図ることを検討することが適当ではないか。

### 5. 海外事業者への発信者情報開示に関する課題について

- 現在の主要なSNSはその多くが海外事業者のサービスであり、発信者情報開示に関する制度設計の検討に当たっては、海外事業者に対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠であると考えられる。
- この点、新たな裁判手続（前述）を設けることを検討する際において、当該裁判手続が海外事業者に対して実効性のある仕組みとなるよう検討を行うことができれば、海外事業者への訴状の送達の問題は一定程度解決が図られるとも考えられるが、どうか。

### 6. 裁判外（任意）開示の促進について

- 上記のとおり、新たな裁判手続を創設することにより迅速化を図るとしても、被害者救済の観点からは、権利侵害が明らかな場合には裁判外（任意）で開示がなされることが適当ではないか。
- 現状、裁判外で（任意に）発信者情報が開示されるケースは少ないところ、その理由としては、個々の書き込みが開示の要件に該当しているか否かについて、プロバイダにとっては判断が困難なケースが多いためであると考えられる。このように要件該当性の判断が困難な場合には、裁判所における判断に進むように制度設計を図ることとするのが適当であると考えられるが、どうか。
- 一方で、権利侵害が明らかである場合には、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば、要件該当性の判断に資するために、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積するなどの取組が有効であると考えられるが、どうか。
- また、プロバイダが、故意ではなく過失により、裁判外で（任意に）開示した場合には、通信の秘密の侵害に係る刑事上の処罰対象とはならない旨について、ガイドライン等に記載することも、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくすることに資すると考えられるが、どうか。
- このほか、プロバイダが開示の判断を行いやすくする観点から、開示要件（「権利侵害の明白性」）の解釈について整理し、逐条解説等の記述の見直しを図ることが有効との意見もあるが、どうか。

（参考）「権利侵害の明白性」とは、「権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存しないことまでを意味する。」（総務省総合通信基盤局消費者行政第二課著「改訂増補第2版プロバイダ責任制限法」79頁）



### 6. 裁判外（任意）開示の促進について（つづき）

- 例えば、逐条解説における「不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しない」との記載について、これが真実性など（違法性阻却事由）のことを指しているのか、あるいは、（名誉棄損の不法行為の成立を妨げる事由である）真実相当性という発信者の主観（責任阻却事由）まで被害者側において明らかにすることを求めているのかが明らかになっていないことから、これを整理して、逐条解説等において明確化すべきという意見について、どのように考えるか。
- なお、プロバイダにとって要件該当性の判断が困難なケースにおいても裁判外での（任意の）開示を促進する観点から、本来は開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定を設ける、という方策について、どう考えるか。

この点、行き過ぎた裁判外開示のリスクを防止する観点から、プロバイダが要件該当性の判断を適切に検討したことについての疎明を行うなども免責条件として求めた上で免責規定を導入することも考えられるが、発信者情報は、その性質上、いったん開示されてしまうと原状回復が難しいこと、また、本来開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、発信者情報が開示されるケースが増加すれば、適法な情報発信が行いづらくなるなど、表現活動に対する萎縮効果を生じかねないこと、さらに、発信者情報開示制度の悪用や濫用、濫訴等のリスクが高まる可能性や、不真面目なプロバイダによる不適切な対応を是認する形になる可能性などの懸念が払しょくできないことから、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定の導入は困難であると考えられるが、どうか。

## 7. その他

- 発信者情報開示制度の悪用や濫用防止の観点から、現行のプロ責法第4条第3項において「発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない」という規定があるが、当該規定を拡充したり、罰則規定を設けることを含めて、制度の悪用・濫用防止を図ることについて検討する必要があるとの意見について、どのように考えるか。
- 発信者情報開示請求後にコンテンツプロバイダが発信者情報を保有していなかったことが判明するという手間を避けるために、事前にコンテンツプロバイダがどのような情報を持っているかについて開示させる方策が必要ではないかという意見について、どう考えるか。
- 監護権者等を開示請求者に含めるべきという意見について、どう考えるか。